

「立命館大学 国際スポーツ大会および 国際パラスポーツ大会活動費用助成金」申請要項

「立命館大学国際スポーツ大会および国際パラスポーツ大会活動費用助成金」について

国際スポーツ大会・国際パラスポーツ大会において代表として選出されるための活動を行う、本大学の学生及び大学院学生の経費負担を助成することにより、本大学から国際スポーツ大会・国際パラスポーツ大会へ出場する選手を輩出することを目的としている。

申請受付期間

2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)の間、随時募集を行う

■対象活動期間 : 2025年4月1日～2026年3月31日

- 活動前に申請書を提出すること（提出が難しい場合は、事前に電話等でスポーツ強化オフィスへ連絡を入れること）。
- 活動する期間が属する年度ごとの対応とする（2025年度の活動のみ申請可）。

申請書類提出先

<申請窓口>

- ・学生オフィス（衣笠） 研心館2階
- ・スポーツ強化オフィス BKC アスリートジム1階
- ・学生オフィス（OIC） A棟南ウィング1階

<受付・問合せ時間 9:30～17:00（土・日・祝日除く）火曜のみ:12:30～17:00>

※11:30～12:30は閉室時間です。 電話:077-561-3977（BKCスポーツ強化オフィス）

1. 対象者

国際スポーツ大会・国際パラスポーツ大会において実施される競技種目に取り組む、本大学の学生及び大学院学生（以下、「学生」という）。

2. 対象となる活動

前項の対象者が行う活動の内、次に掲げるもののいずれかに該当するものを対象とする。

- ① 年齢や選出地域などの限定がない代表選手としての試合及び合宿への参加
- ② 年齢や選出地域など限定下での代表選手としての試合及び合宿への参加
- ③ 代表選手を選考する為の選考会等への参加

（客観的に選考会等であることが認知可能であり、かつ一般（オープン）参加ではないものに限る）

（ここでいう「代表選手」とは、国・地域単位で結成されるいわゆるナショナルチームの代表選手を指す）

3. 助成の概要

(1) 助成上限

対象となる活動	国内	国外
①	7万円	10万円
②	5万円	7万円
③	3万円	5万円

対象となる活動及び活動場所に応じて助成上限を上記の通り定め、かつ、学生1人あたり1年度につき合計20万円を上限とする。

(2) 助成対象

交通費、宿泊費、その他競技団体が学生に対し請求する経費。なお、本助成金は、対象となる活動の為に受給者が自己負担した費用についてのみを対象としている為、別途、協会や自治体、大学等から申請する活動に対して助成を受けている場合には、その助成を受けている費用については対象外とし、自己負担した金額を助成対象とする。

4. 助成対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日の期間内の活動を原則とする。

5. 申請

本助成金の給付を希望する学生は、原則活動前に以下書類を学生部長に提出しなければならない。

- ・「立命館大学国際スポーツ大会および国際パラスポーツ大会活動費用助成金」申請書
- ・各競技団体や協会等からの選手派遣依頼など、上記申請書の記載内容を裏付ける書類
- ・参加経費（概算）の算出根拠が分かる書類

6. 助成の対象となる費目

(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) その他競技団体が学生に対し請求する経費

助成の対象費目	内容・留意事項
(1) 交通費	公共交通機関（学割を適用のこと）の利用を原則とする。 ①新幹線について ・運賃及び指定席料金を支給する。グリーン席等の利用については原則不可とする。 ②自動車利用について ・自家用車、タクシーの利用は原則禁止するが、大型備品運搬を除く備品運搬、交通の便が悪い会場を使用する場合は、事前に相談のうえ利用を認めることがある。 ・レンタカーの使用は推奨しないが、使用する場合は保険加入を義務付け対象とする。 （保険加入料、高速料金、ガソリン代が対象） ③飛行機利用について ・運賃に含まれる航空保険特別料金、燃油サーチャージ料金を含む。 ・各キャンパスから関西空港までの鉄道利用については、普通運賃を基準とする。 ※「新幹線」「(追加料金のかかる)特急」「飛行機」「フェリー」「長距離バス」等を利用する場合は、発行された（乗車チケットの）半券や領収書および、レシートなどを必ず保管し、活動終了後、スポーツ強化オフィスに提出すること（交通費の査定に必要な証憑となる為、紛失した場合には、助成できない場合がある。）。
(2) 宿泊費	1人1泊7,000円以内を原則とする。

<p>(3) その他競技団体が学生に対し請求する経費</p>	<p>各競技団体や協会等からの、派遣依頼・要項等に記載のある「参加者負担費用」やまたはそれに類するもの。</p> <p>【注意点】 (3) を各競技団体や協会等へ支払うことにより補助される「(1) 交通費」及び「(2) 宿泊費」については、助成対象外とします。 (例：(3) を支払うことにより、集合場所からの活動場所への交通費や、活動場所での宿泊費等の支払いが不要となる場合は、個人が負担した、集合場所までの往復の交通費・宿泊費、および派遣依頼・要項等に記載のある「参加者負担費用」やまたはそれに類するもののみが助成対象となる。)</p>
--------------------------------	---

<助成の対象とならないもの>

原則として、対象費目以外は助成金執行の対象になりません。また学生以外の個人に係わる費用は助成の対象になりません。不明点は、学生オフィス/スポーツ強化オフィスに相談して下さい。

7. 結果の通知

申請に基づき要件確認を行い、結果の決定後、速やかに通知し、本助成金を受給できる学生（以下、「受給者」という）には手続きを併せて通知する。

8. 受給者の義務

本助成金を受給するために、活動後に報告書及び経費に係る領収書（原本）その他の証憑を提出しなければならない。

9. 給付金額の決定

領収書その他の証憑にもとづいて査定を行い決定する。

10. 給付の方法

本助成金は、受給者の本人名義の銀行口座に振り込むことにより給付する。

11. 助成の取消し

受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の給付を取り消すことがある。

- ①学籍を失ったとき。
- ②申請書類の記載事項に虚偽の記載その他不正の事実が判明したとき。
- ③懲戒を受けたとき。

12. 返還

学生部長は、給付を取り消した者に対し、本助成金の返還を求める。本助成金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に返還しなければならない。

以上